

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会 会員施設
施設長殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会 長 大 西 豊 美

生活困窮者等の保護と自立支援に取り組む救護施設へのお願い

日頃より本会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、マスコミで報道されているとおり、平成30年1月31日、札幌市内で高齢者や生活困窮者が多く入居する施設で火災が発生し、多くの方々が犠牲となりました。

救護施設においても火災等の事故の際、自力で避難することが困難な利用者もおり、日頃から防火安全対策には万全を期されていることと存じますが、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、改めて周知徹底していただきますようお願いいたします。

また、全救協では、昨今、救護施設が主体的に取り組むべき「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を180余の会員施設に提起し、活動強化を要請しているところです。生活保護受給者や経済的困窮に直面している人びとの多くが社会的孤立の状態にあり、既存の制度の枠組みでは適切な支援が行き届かず、こうした災害に遭遇されるという社会的課題がある中、救護施設は安全で安心できる施設としてその機能が地域社会から求められています。

つきましては、全国の会員施設におかれましては、最後のセーフティネット施設として、下記の事項について改めて特段の取り組み強化をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 救護施設は、施設の持つノウハウ・専門性を十分に発揮して、地域の生活困窮者等に対し、緊急及び一時的な居住場所としての機能を提供し、衣食等日常生活に必要なサービスの提供を図ること。
2. 救護施設は、地域の社会資源の一つとして、施設の資源や機能を地域に開放するなどの地域交流活動などを通して地域社会との連携をさらに強化し、地域社会で孤立している人々のニーズを掘り起こし、その支援を積極的に提供すること。
3. 救護施設は、地域社会で生活する生活困窮者の支援について、より安全で安心できる環境の確保を提案、提唱しつつ自立生活に向けた支援を行うよう、所管の行政機関との連携・協議を行うこと。

以上